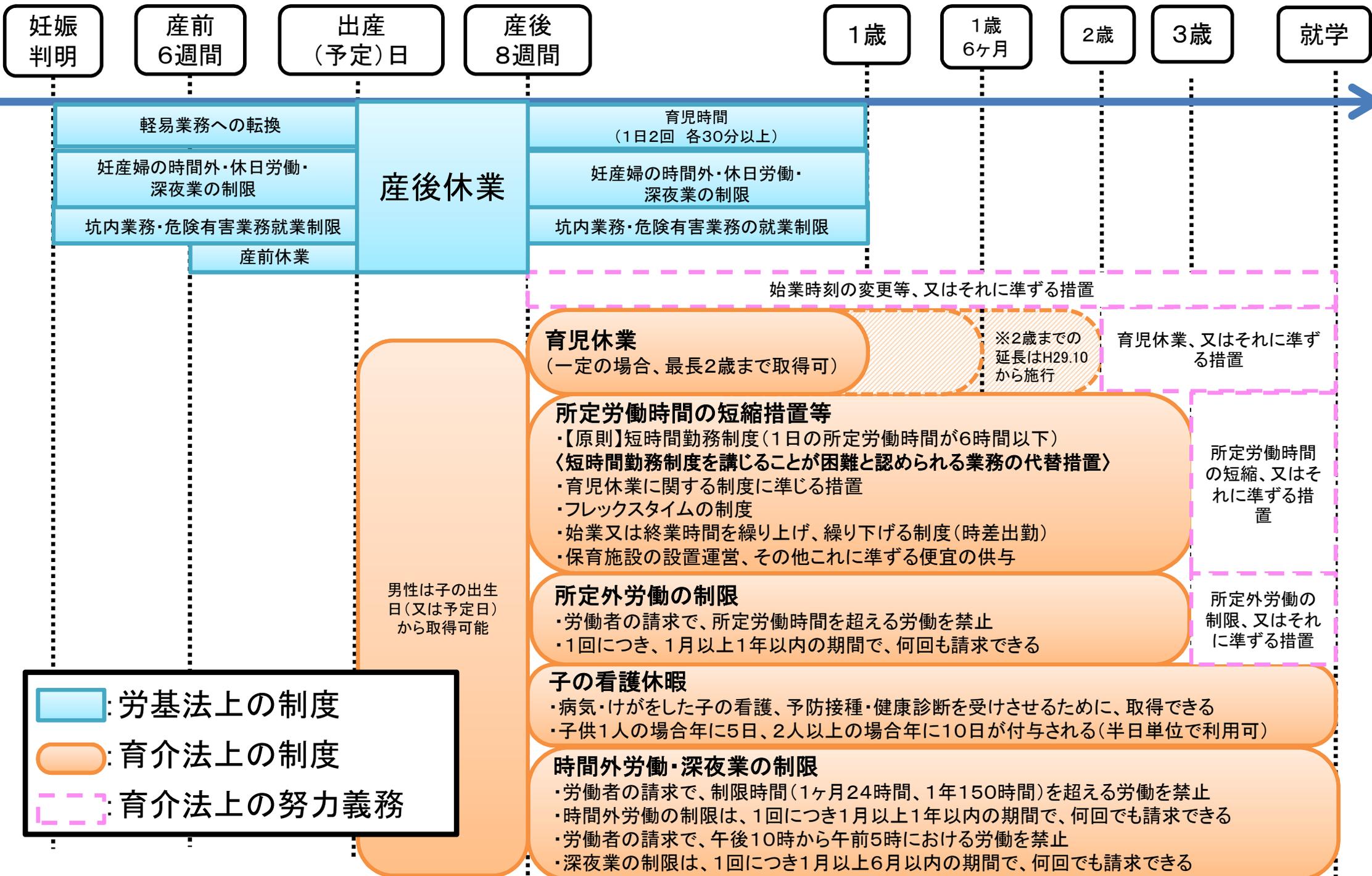


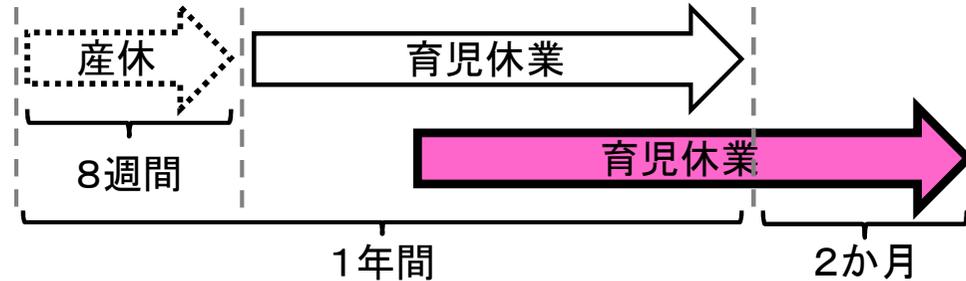
妊娠・出産・育児期の両立支援制度



父親の育児休業の取得促進のための諸制度

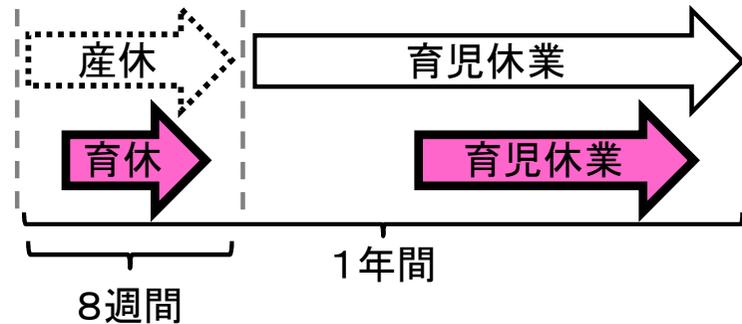
パパ・ママ育休プラス

- 母(父)だけでなく父(母)も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまで(2か月分は父(母)のプラス分)に延長される制度を設けた



出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

- 配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能とした

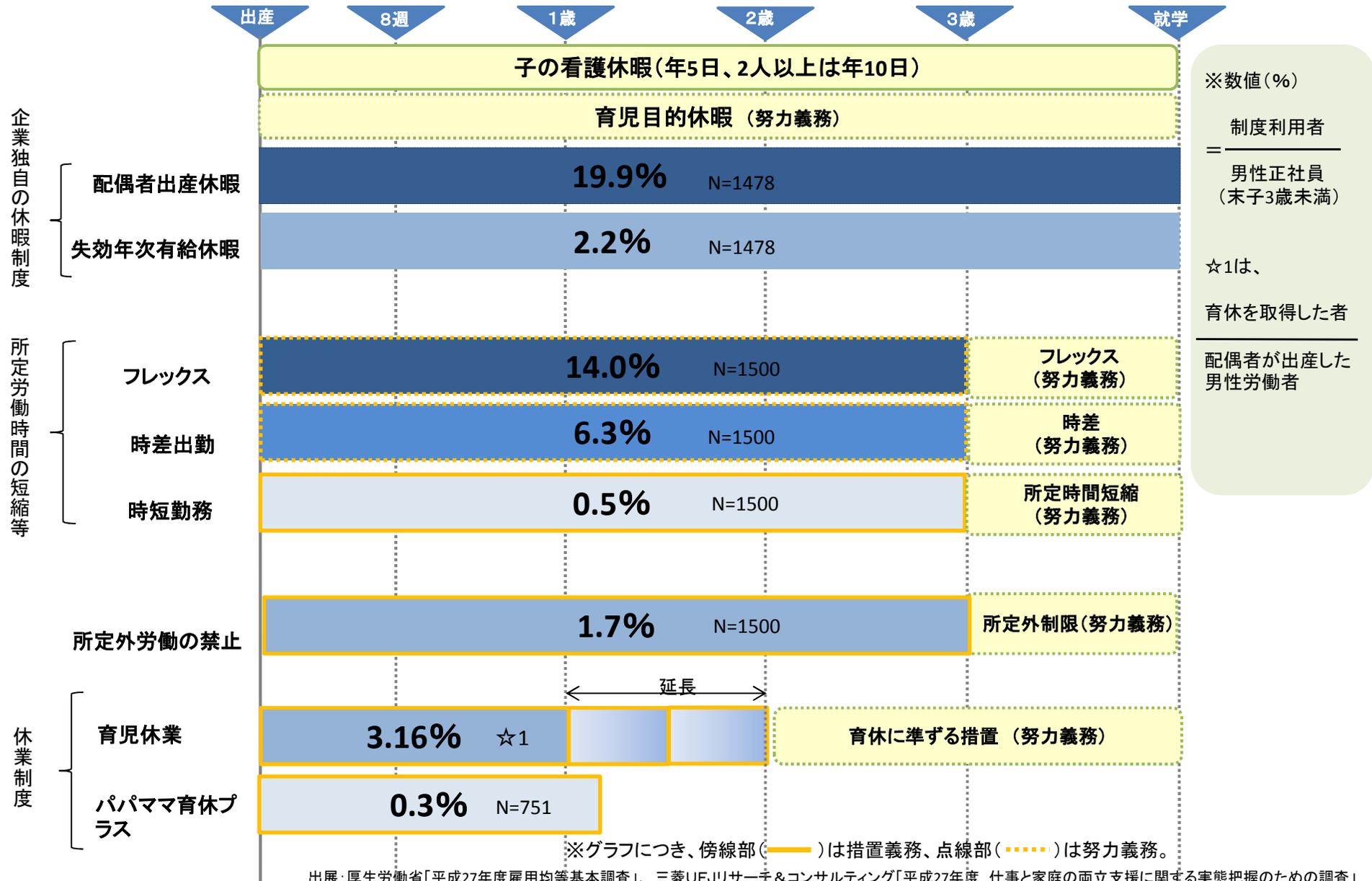


労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止

- 労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦(夫)や育児休業中である場合等の労働者からの育児休業申出を拒める制度を廃止し、専業主婦(夫)家庭の夫(妻)を含め、すべての労働者が育児休業を取得できるようにした。

両立支援制度と利用状況（男性）

○ 男性の両立支援制度利用率は低く、時短勤務やパパママ育休プラスでは1%に及ばない。また、所定労働時間の短縮措置等については、時短勤務よりもフレックスや時差出勤の利用率が高い。



出展：厚生労働省「平成27年度雇用均等基本調査」、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成27年度 仕事と家庭の両立支援に関する実態把握のための調査」

両立支援制度と利用状況（女性）

○ 女性の約8割は育児休業を取得している。その他の両立支援制度の中では時短勤務利用率が高い。

